

# 遊佐町立高瀬小学校 学校いじめ防止基本方針

## 【いじめの基本認識】

- ・ いじめは、人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- ・ いじめ問題に対しては、被害者の立場に立った指導を行う。
- ・ いじめ問題は、学校の在り方が問われる問題である。
- ・ 関係者が一体となって取り組むことが必要である。
- ・ いじめ問題は、家庭教育の在り方に大きくかかわる問題である。

## 児童の主体的な取組み

児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめ防止を訴えるような取り組みを、児童会の代表委員会を機能させながら実践していく。

## いじめ防止のための組織

### 【校内職員】

校長、教頭、教務主任、教育相談担当  
生徒指導主任、養護教諭、学級担任 等

### 【校外関係者】

P T A代表、地区代表、学校医、主任  
児童委員 等

## 家庭・地域との連携

まちづくりの会、高瀬っ子を守る会、P T Aと連携し、地域での子どもたちの生活についても情報交換し、いじめの未然防止・早期発見等に取り組んでいく。

## 【早期発見のあり方】

- (1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応
  - ・ 校内教職員の「いじめ情報ネットワーク」の強化と子どもが相談しやすい環境づくりに努める。
- (2) 相談窓口などの組織体制
  - ・ 児童、保護者、地域に、学校の相談窓口の他、県教育委員会や町教育委員会の相談窓口等を周知する。
- (3) 地域や家庭との連携について
  - ・ 発見した兆候は、家庭にも連絡し、校内での対応を伝えた上で、指導に協力していただくよう努める。

## 【いじめに対する措置】

- (1) 素早い事実確認・報告・相談
  - ・ 発見したり相談を受けたりした場合は、速やかに校内の委員会に報告し、組織的に対応を協議する。
- (2) 発見・通報を受けての組織的な対応
  - ・ 校内の組織において指導方針や指導体制を確認し、互いを尊重し認め合うような集団づくりに努める。
- (3) 被害者を守る姿勢、その保護者に対する対応
  - ・ 迅速に保護者へ事実関係を伝えるとともに、事態の状況に応じていじめられた児童の安全を確保する。
- (4) 加害児童への指導・その保護者に対する対応
  - ・ 事実関係の聴取を行い、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- (5) 集団への働きかけ
  - ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- (6) ネットいじめへの対応
  - ・ 全校児童の使用状況の把握に努め、「トラブルに巻き込まれない」「起こさない」指導を徹底していく。

## 【重大事態への対応】

- (1) 調査組織の設置と調査の実施
  - ・ 重大事態が生じたと判断した時は、その調査を行うため速やかに組織を設け、適切に調査を実施する。
- (2) 重大事態の報告
  - ・ 事態発生や対応についての経過について、町教育委員会を通じて町長へ報告する。
- (3) 外部機関（町教育委員会、警察等）との連携
  - ・ 教育委員会と協議して、事実関係を明確にする調査を実施し、関係諸機関との連携を適切にとる。